

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第二十二條の二第一号イの規定に基づき、地階における住宅等の居室に設ける開口部（以下「開口部」という。）の構造を次のように定める。

地階における住宅等の居室に設ける開口部の構造を定める件

第一 開口部は、次の各号のいずれかに掲げる場所に面すること。

- 一 居室が面する土地の部分を掘り下げて設けるからぼり（底面が当該開口部より低い位置にあり、かつ、雨水を排水するための設備が設けられているものに限る。以下同じ。）で次に掲げる基準に適合する

部分

イ 上部が外気に開放されていること

ロ 当該居室の外壁からその壁の面するからぼりの周壁までの水平距離が二メートル以上であり、かつ、開口部の下端からからぼりの上端までの垂直距離（以下「開口部からの高さ」という。）の十分の四以上であること

ハ ロの基準に適合する部分の当該居室の壁に沿った水平方向の長さが二メートル以上であり、かつ、

開口部からの高さ以上である部分

一 当該開口部の前面に、当該住宅等の敷地内で当該開口部の下端よりも高い位置に地面がない場所

第二 開口部は、その換気上有効な部分の面積が、当該居室の床面積に対して、二十分の一以上であること

。